

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>柴島高等学校</p>	<p>物品購入伺書（支出負担行為）の決裁が、購入物品の納入後に行われていた。</p> <p>1 購入物品 後期授業に係る教科書（金額55,745円） 2 物品納入日 令和元年9月30日 3 物品購入伺書の起案日 令和元年10月3日 （支出負担行為額：55,745円） 4 物品購入伺書の決裁日 令和元年10月3日</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項について、原因は支出手続の確認が不十分な状態で物品の発注を行ったことであり、結果として、納品後に遡って物品購入伺書の決裁を行うこととなってしまった。 再発防止のため、事務室内で本件について周知徹底を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年12月1日）